

学長が定める競争参加者の資格

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長の定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

(1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する

者を1名以上含み、当該保全業務を確実に実施できることが確認できる書類

・業務予定者名簿（任意様式）

（第一種冷媒フロン類取扱技術者等資格の証明書の写しを添付すること。）